

○農林水産省告示第八百五十八号

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）
第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、平成三十一年農林水産省告示第五百二十七号（
出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能
外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）の一部
を次のように改正する。

令和七年五月三十日

農林水産大臣 小泉 進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 第二条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業を営む営業所（旅館業法（昭和二十三年法律第三百十八号）第三条第一項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であつて、風営法第三条第一項の許可（風営法第二条第一項第一号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、接待（風営法第二条第三項に規定する接待をいう。次号において同じ。）を行わせないこととしていること。 三 特定技能外国人を、第一号括弧書の規定により風営法第二条第一項に規定する風俗営業を営む営業所から除外される営業所において就労させる場合にあつては、接待を行わせないための必要な措置を講じていること。 四〇九 （略）	(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準) 第二条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行うとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。 (新設) 三〇八 （略）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。